

家畜衛生だより

令和6年1月発行 No.46
庄内家畜保健衛生所
庄内地区家畜畜産物衛生指導協会
TEL 0235(68)2151
FAX 0235(66)2466

農場ごとの飼養衛生管理マニュアルの提出

飼養衛生管理基準の改正に伴い、豚飼養者は令和3年4月1日付、他の家畜飼養者は令和4年2月1日付で、農場ごとに「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、従業員や関係者等へ周知・徹底することが義務付けられました。

少なくとも年1回は記載内容を確認し、原本（様式4）を保管のうえ、写し（様式4）を令和6年2月1日現在の定期報告書に添付して提出してください。

飼養衛生管理
マニュアル

〇〇農場

飼養衛生管理マニュアルには以下の項目について、記載する必要があります。

- ① 従事者が当該農場外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- ② 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- ③ 海外からの肉製品の持込み（郵送を含む）禁止
- ④ 農場内への不適切な物品の持込み禁止
- ⑤ 可能な限り、工具や機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- ⑥ 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- ⑦ 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- ⑧ 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止対策
- ⑨ 農場における防疫のための更衣
- ⑩ 手指や衣服、靴、物品、車両、施設等の
- ⑪ 洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等



画像引用：農林水産省HP

※ 馬のみを飼養する農場は⑦と⑨を除きます

農林水産省 HP の飼養衛生管理マニュアル例を参考にしてください

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html